

## 別紙（第3(6) 関係）

### 出雲市教育委員会のスポーツ・文化イベント等 に対する後援の判断目安及び留意事項について

出雲市教育委員会 後援申請に関する内規 第3(6)後援の要件について、出雲市の主催するスポーツ・文化イベントの中止、延期、規模縮小の判断目安及び開催にあたっての留意事項に基づき、下記のとおり定める。

これらの基準が満たされ、かつ留意事項について対応することが申請時に明記されている場合、又は聞き取りにより確認できた場合には、名義後援を行う。

#### (1) 基本的な考え方、基準

時期	収容率		人数上限
12月1日～ 2月28日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの  ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの  ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウスでのイベント等  →詳細は次頁参照	5,000人
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔〕	50%以内(注1) 〔席がない場合は十分な間隔〕	

(注1)ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では、座席を空けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。  
※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを主催する場合は、感染防止対策等について県に事前相談を行うこと。

※全国的な移動を伴うイベントやイベント参加者が1,000人を超えるような場合は、感染防止の観点からより慎重に判断し、後援しない場合もあります。

#### (2) 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件

以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方に於いて「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取り組みが公表されている場合に適用する。

1. 消毒の徹底
1. マスク着用率100%の担保（マスクを持参しない者には主催者で配布）
3. 有症状の出演者・来場者の入場を確実に防止する措置の徹底、検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること
4. 参加者の連絡先の確実な把握
5. 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備、鳴り物禁止
6. 密集の回避  
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止

7. 演者・選手等と観客の催物前後・休憩時間等での接触・飛沫感染リスクの排除
8. 催物前後の交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止  
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

### <参考>大声での歓声・声援等がないことを前提としうる想定されるものの例

出典：9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催し物の開催制限等について」

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
<b>演劇等</b>	<b>スポーツイベント</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
<b>舞踊</b>	<b>公営競技</b>
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>伝統芸能</b>	<b>公演</b>
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
<b>芸能・演芸</b>	<b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>公演・式典</b>	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
<b>展示会</b>	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことを可とする。